

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市企業ブランド力強化支援事業補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	島内の事業所の採用活動や広報活動等により企業や商品サービスの認知拡大を図ることで、UIターン者等の人材の確保につなげ、安定した雇用を創出することを目的に、中小企業基本法で定める市内の中小企業者（ただし、系統出荷による収入が主である個人農林水産業者は除く。）がその取組を行う際に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	中小企業者
補助対象経費	ホームページ制作費用、有料職業紹介事業者の利用費用、インターンシップ受入費用、採用活動オンライン化費用、企業説明会出展費用
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	2～25万円上限
	○少額（5万円以下）補助金の理由 インターンシップ受入学生の旅費・宿泊費が基準外となるが、政策上必要と考える。
補助率等	1/2以内
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	30事業者
	○目標に対する費用対効果（計算式） 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 UIターン者等の人材の確保につなげ、安定した雇用を創出することを目的としているため、費用対効果は算出できない。
補助制度開始	令和3年8月1日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	令和6年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） ホームページ、募集要項
事業担当	（担当部署） 産業振興課 産業振興係
	（電話番号） 0259-67-7863（直通）